

自治労書記局（組合事務所）

「ハラスメント・アラートダイヤル」

（通知窓口）のご案内

書記局内で起きているハラスメントや
人権侵害で困っていませんか？

自治労本部は、全国の県本部、単組書記局（組合事務所）内の
ハラスメントを防ぐため、関係者に通知、もしくは注意喚起を促すための
窓口を設置しています



労働安全衛生の
マスコット
『危険カモ』

自治労本部メッセージ

安心・安全、快適な職場をめざす労働組合にとって、ハラスメントは絶対に許されないことであり、決して放置してはならない課題です。そして、日々の活動の拠点となる書記局（組合事務所）こそ率先して、ハラスメントのない職場づくりをめざさなくてはなりません。

パワハラ防止法（労働施策総合推進法）の施行により、2022年4月から、県本部や単組を含む、全ての事業主に、職場のハラスメントの防止義務が課されています。

しかし、残念ながら、書記局のハラスメントは役員から書記、書記から役員、書記同士、役員同士など、あらゆる場面で発生しているのが現実です。

自治労本部は、ハラスメントのない職場を自治労全体で実現するため、県本部・単組の責任で個々につくる窓口とは別に、まず自治労の外部につながる全国の窓口を設置しています。

このダイヤルを利用できる方は、自治労の役員、書記に限ります。連絡は電話、ファクス、封書いずれの手段でもOKです。お困りの際は、ぜひ下記の宛先にお気軽にご連絡ください。

自治労本部書記次長 榎本 朋子



自治労本部外部窓口

早稲田リーガルコモンズ法律事務所弁護士：森山裕紀子さん

〒102-0074 千代田区九段南 1-6-17 千代田会館 4 階

TEL **03-6261-2880**（代表） FAX **03-6261-2881**

※電話は朝 10 時から夕方 17 時まで。はじめのお電話で予約を入れていただきます。

～通知内容、利用者のプライバシーは絶対に守られます～

- 1 当窓口は、法律相談は行っておりません。
法律のご相談は、地域の弁護士会などにお尋ねください。
- 2 当窓口では、ハラスメントの「困りごと」をお聞きし、利用者の希望に応じて、外部窓口から自治労本部担当に通知し、「本部から県本部」、「県本部から単組」に通知することが可能です。
- 3 自治労本部は、ハラスメントが実際に発生したかの事実調査を行いません。
「困りごと」を文書化して整理し、相談に応じて県本部・単組に通知します。
- 4 自治労本部は、中立的な立場で、ハラスメントを放置することがないように、県本部・単組の関係者に注意喚起を行います。
- 5 匿名での相談には応じかねます。プライバシーは絶対に守られますので、必ずお名前をお申し出ください。ただし、自治労本部のみに通知する場合は、匿名で通知することも可能です。
- 6 自治労本部に通知を望まない場合であっても、受理件数として把握し、自治労全体に警鐘を鳴らすため、通知を受けたこと自体は自治労本部にお伝えします。
- 7 ハラスメントの被害者本人ではない第三者が通報する場合は、必ず被害者本人の同意を得てください。
- 8 窓口で受理した情報は、外部窓口、自治労本部担当者で守秘義務を徹底します。
さらに、自治労本部から県本部に通知する際は県本部責任者に守秘義務の徹底を求めます。
- 9 自治労本部から関係者に通知する際の「関係者」の範囲、通知する「情報の内容」について事前確認を徹底し、関係者に対して秘密保持の誓約を求めます。
- 10 本部窓口で受理した案件の責任者と事務局は、以下の通りです。

責任者 自治労本部書記次長 榎本 朋子

事務局 総合企画総務局長 八巻 由美
総務部長 角本 健吾

県本部・単組の書記の方からの相談は、
全国書記協議会と連携して対応します。

全国書記協議会事務局長 ヤロシュ マリオ



通知の流れ

利用者

電話・ファックス・封書いずれかで連絡

本部外部窓口

利用者の希望に応じて自治労本部に通知

自治労本部

相談者の希望に応じ、
県本部（県本部から単組）に通知・注意喚起